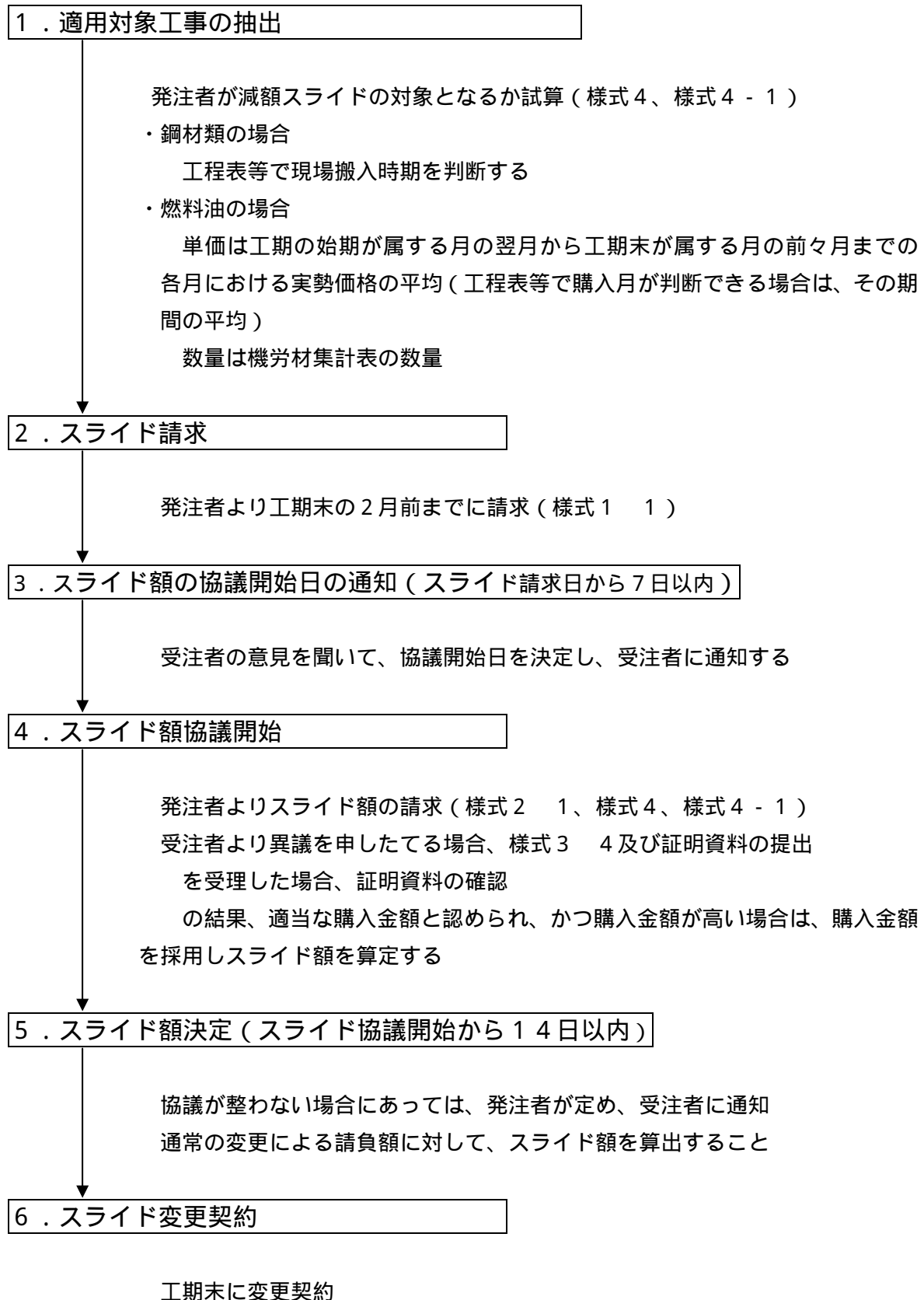


単品スライド条項運用の手順（減額スライドの場合）



スライド条項運用における工事打合せ簿等記載例（減額の場合）

1. 請求（発注者）

第25条5項

スライド請求について
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、別添のとおり、請負代金の変更を請求します。（様式1-1）

7日以内

2. 通知（発注者）

第25条8項

スライド額協議開始日について
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、平成20年 月 日をスライド額協議開始日としたので通知します。

3. 協議（発注者）

第25条7項

スライド額の請求について
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、別添のとおり、請負代金の変更をされたく協議します。（様式4、様式4-1）

スライド額協議開始より14日以内に決定する

申請・協議の手続きフロー

